

# Made in SAITAMA 優良加工食品大賞 2023 募集要領

Made in SAITAMA 優良加工食品表彰要綱第5条に基づき、Made in SAITAMA 優良加工食品大賞 2023 の募集について次のとおり定める。

## 1 趣旨

埼玉県産農林水産物（以下「県産農産物等」という。）を活用した加工食品を製造、販売する優秀な埼玉県内（以下「県内」という。）の食品加工事業者等を表彰し、その成果を称え広く発信することで、県産農産物等の需要拡大と県内食品産業の発展に資するため、県内の食品加工事業者等を募集する。

## 2 主催

埼玉県

## 3 募集内容

県内で加工食品を製造する企業が製造した県産農産物等を主たる原料とした加工食品で、販売促進を目指すものとする。

### (1) 応募要件

#### ア 応募者について

次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 県内で加工食品を製造する事業者

(イ) 県内で加工食品を製造する事業者を含む団体

(ウ) 県内で加工食品を製造する事業者と当該加工食品の製造・販売に関わる  
県内連携事業者

#### イ 加工食品について

○審査対象は、主原料に県産農産物等を100%使用した加工食品または、商品の特徴づける原材料が県産農産物等である加工食品とする。

○開封して、そのまま飲食できるもの、または電子レンジや湯せん、茹でる等の簡易な調理で飲食できるもの（加工食品に付属していない食材や調味料等が必要なものは除く）。なお、冷凍、冷蔵、常温は問わない。

○県産農産物等の仕入れ先が明確で、安定的な生産体制が確保されていること。

○県内で販売されている商品（商品パッケージがあるものに限る）であること。

○原料の生産から加工食品の製造、販売にあたり、2事業者以上が連携して取り組まれていること。

○食品衛生法、食品表示法及び計量法等、関係法規に違反しないものであること。

ウ 本表彰の趣旨を理解し、受賞者の当該加工食品の情報やサンプルの提供及びPRイベント等に参加できること。

エ 一次審査を通過した場合は、令和4年12月に実施する最終審査委員会に試食用サンプルを提供できること。

- (2) 応募料  
無料（ただし、商品代や送料等の審査に要する経費は応募者の負担とする。）

#### 4 応募方法

県ホームページから応募票をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにて送付する。

(1) 応募締切

令和4年11月10日（木曜日）午後4時30分【必着】

(2) 応募票のダウンロード先

埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/madeinsaitama/2023.html>

(3) 応募票の送付先（電子メールアドレス）

a4105-09@pref.saitama.lg.jp

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当（九十九、関口）

※応募票を受信した場合は、メールを返信します。応募期限の翌々開庁日

（11月14日（月曜日））の正午までに返信メールが届かない場合は、応募メールが届いていない可能性があるため、お問い合わせください。

※電子メールが使用できない方はご相談ください。

#### 5 審査及び表彰

(1) 審査

一次審査及び最終審査とする。

○一次審査は、書類審査を実施する。

○最終審査は、審査委員会（流通関係者及び学識関係者、技術関係者等で構成）

を開催し、①県産農産物等の利用度、②加工技術、③独自性、④市場性、

⑤地域経済への寄与度、⑥食味の項目について配点方式による採点で審査する。

(2) 表彰

大賞、優秀賞、特別賞を決定し、賞状を授与する。ただし、各賞にふさわしい商品がない場合は、該当なしとする。また、審査委員が特に必要と認める場合は、別途賞を設ける場合がある。

なお、表彰式は令和5年2月7日（火曜日）を予定している。

※社会情勢等により日程の変更または中止となる場合がある。

#### 6 受賞者に対する支援

受賞者の当該加工食品については下記の支援を行う。

(1) マスメディア等への商品の情報提供、県ホームページへの掲載の実施等

(2) 当該加工食品への受賞ロゴマークの表示。なお、受賞ロゴマークの運用等については、別に定める。

(3) 県が主催する商談会やイベント等での商品紹介

## 7 応募に当たっての注意点

- (1) 応募できる商品数は、1 応募者につき 1 商品までとする。
- (2) 応募者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、応募者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを応募時に申し出ること。  
万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者自身の負担と責任において対応すること。
- (3) 商標権の権利侵害等の問題が生じた場合や関係法令に違反する事実が認められた場合など、表彰にふさわしくないと認められる場合は、失格あるいは受賞を取り消すことがある。
- (4) 応募要件等に違反する事項があった場合及び書類記載内容に虚偽があった場合は、失格あるいは受賞を取り消すことがある。
- (5) 書類に不備がある場合には再提出を求めることがあり、その際に指定する期限までに書類が提出されない場合には、応募を取り下げたものと見なすことがある。
- (6) 送付された書類及び試食用サンプル等は返却しない。
- (7) 審査結果の詳細に関する問合せには回答できないものとする。
- (8) 応募のあった商品のうち、応募者の同意があった商品については、県ホームページ等で紹介する場合がある。

## 8 応募者情報の取扱い

- (1) 当該表彰に当たって取得した個人情報については、表彰における経営紹介や表彰資料等の作成に用いることがあることについて、あらかじめ被表彰者の合意を得た上で、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）、その他の関係法令に基づき、適正に管理する。
- (2) 受賞者の事業者名及びその連絡先は公表する。その他の情報は、受賞者の同意なく第三者には開示しない。

## 9 お問い合わせ先（受付時間：午前 9 時～午後 5 時（閉庁日は除く））

埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6 次産業化担当

（九十九、関口）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番地 1 号

TEL 048-830-4095 / FAX 048-830-4830

電子メール a4105-09@pref.saitama.lg.jp